

刊行のことば

今日、農協は大きな変革期にある。その背景は、主に次の二つのことに遡る。第一は、平成に入って、新たな農業基本法が制定されたように、わが国農業に関してはそれまでの政策では十分に対応し得ない新たな農業問題が顕在化したこと、第二は、昭和の末以降、本格化した金融ビッグバンによって金融市場が大きく変化したことである。いずれについても、農協は、従来型の組織、事業体制のままに対応することは難しく、変革が迫られる。

まず、背景の第一について。新たな農業問題というのは、農林水産省が新農業基本法を制定する際の整理によれば、次の四つの問題局面がある。①食料自給率の大幅低下、②農業、農村の担い手不足、③中山間地域の人口減少等大幅後退、④農業の多面的機能の衰退、である。端的に言えば、わが国農業、農村の持続的発展が極めて難しい、というこれまでに見られない深刻な問題である。新農業基本法はこうした問題に対処するための基本方向を示している。これに対して、旧農業基本法の当面してきた問題は、農家の貧困問題である。このため、旧農業基本法は、農家所得の都市勤労者並みの確保を目指した。今日の農協の組織・事業体制もまた、農家の所得の維持、増大を図ることが主要な目的である。とすれば、農協はどうやってこうした問題に対処して行けばいいのか。

第二について。金融ビッグバンは、金融市場の大幅緩和の中で、金融機関に厳しい競争を強いるものである。農協は、信用事業の収益によって経営が支えられてきたが、こうした状況の下、そうした体制が崩れつつある。このため、信用事業を含め各種事業のあり方の根本的な見直しが必要である。農協は1県1農協への統合を含め広域合併を推進してきたが、果たして今後ともそうした対応でよいのか。抜本的な対処のあり方を探ることが必要な時期にあるのではないか。

もとより政府は、こうした事態に対して、平成12年から農協改革の検討を進めてきた。そして、平成27年には農協改革に関する法律を制定し、改革のあり方の基本方向を示した。農協系統もそうした方向の下、全組織を挙げて自己改

革を進めている。

しかし、わが国農業が置かれた問題状況を考えれば、これらの改革の動きは未だ、今後なされるべき本格的な取組みの始まりに過ぎない。今後、農協が今日当面する問題に対処し得る体制を実現するには、現在が当面している問題は何か、現在の組織、事業体制のどこに問題があるのかの実態把握、分析を行い、それを基に、一つひとつ問題にきちんと対処しつつ、時代に適合した望ましいあり方を模索することが必要であろう。

当研究所は、こうした問題意識をもって、「農協をめぐる問題と改革の課題に関する研究会」を設置し、2015年から2018年にかけて計15回、研究会を開催してきた。研究会委員としては、農協問題の研究では十分に実績のある研究者にお願いし検討に加わって頂くと共に、農家、農協関係者からは現地の実態等を的確に報告して頂いた。さらに検討の必要に応じて、研究方向の示唆を頂くため見識ある研究者の方々による報告、参加もお願いした。

研究会では、初めから何か結論的なことを求めるというより、今後の農協改革の手がかりを探ることを目指した。そして予想にたがわず、研究会に参加された方々の活発な議論、検討により、多くの貴重な見解、今後の研究の上での有益な示唆を得ることが出来た。研究会に関わったの方々には深甚なる感謝を述べたい。

今日の農協問題、農協改革にご関心をお持ちの方々に本報告書を読んで頂き、何らかの参考になれば幸いである。

令和元年9月

公益財団法人 日本農業研究所
理事長 田 家 邦 明